

事故発生から保険適用までの流れ(民事上の責任)について、ご説明します。

下記はあくまでも、看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。

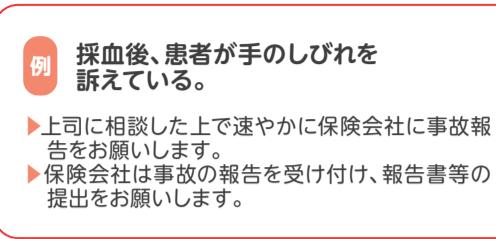
詳しくはお問い合わせください。

●医療事故の影響や被害を最小限に止め、医療者と患者・家族での円満な解決の鍵となるのは、事故発生後の初期対応といわれています。

看護職の誠意ある対応ははもちろんのことですが、事故当事者による説明や謝罪は個人の判断ではなく、上司や組織管理者(院長等)と検討の上、適切な時期に行っていくことが大切です。



1 医療事故の疑いがある

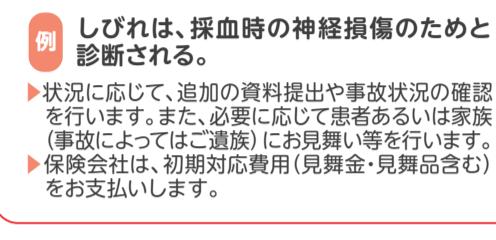


例 採血後、患者が手のしづれを訴えている。

▶上司に相談した上で速やかに保険会社に事故報告をお願いします。
▶保険会社は事故の報告を受け付け、報告書等の提出をお願いします。



2 医療過誤と確定

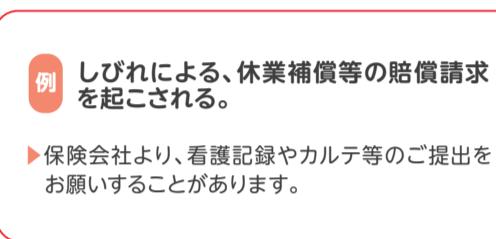


例 しづれは、採血時の神経損傷のためと診断される。

▶状況に応じて、追加の資料提出や事故状況の確認を行います。また、必要に応じて患者あるいは家族(事故によってご遺族)にお見舞い等を行います。
▶保険会社は、初期対応費用(見舞金・見舞品含む)をお支払いします。



3 被害者が賠償請求を起こした

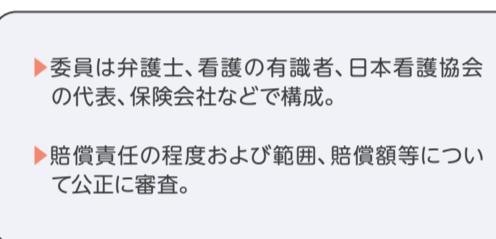


例 しづれによる、休業補償等の賠償請求を起こされる。

▶保険会社より、看護記録やカルテ等のご提出をお願いすることがあります。



4 事故審査委員会開催

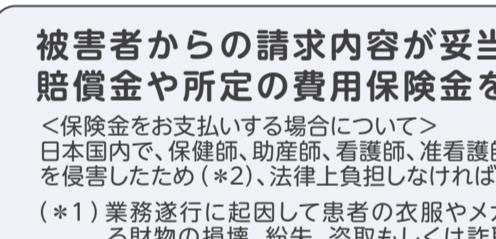


委員は弁護士、看護の有識者、日本看護協会の代表、保険会社などで構成。

▶賠償責任の程度および範囲、賠償額等について公正に審査。



事故審査委員会の審査結果



被害者からの請求内容が妥当で、保険会社の補償の対象となる場合
賠償金や所定の費用保険金をお支払いします

＜保険金をお支払いする場合について＞
日本国内で、保健師・助産師・看護師・准看護師の皆さまが行う業務によって、他人の身体や財物に損害を与えた場合(*1)、人格権を侵害したため(*2)、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。

(*1) 業務遂行に起因して患者の衣服やメガネなど身の回り品等を壊した場合や、業務遂行にあたって使用または管理する財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取について補償します。

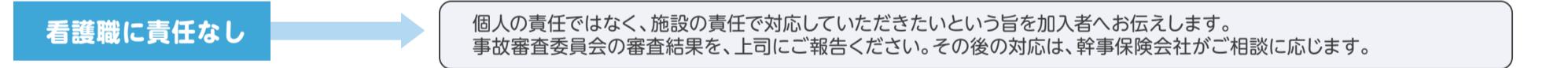
(*2) 補償期間中に行われた看護業務の遂行に伴う次の不当行為により、他人の自由・名誉・プライバシーを侵害した場合の賠償責任を補償します。

a. 不当な身体の拘束

b. 口頭・文書・図画等による表示



看護職に責任あり



個人の責任ではなく、施設の責任で対応していただきたいという旨を加入者へお伝えします。
事故審査委員会の審査結果を、上司にご報告ください。その後の対応は、幹事保険会社がご相談に応じます。

このパンフレットは、看護職賠償責任保険制度の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、引受保険会社からご契約者である団体にお渡ししております。保険約款および付帯する特約条項によりますが、ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

「看護職賠償責任保険制度」総合案内

TEL.0120-088-073

受付時間／平日 10:00～17:00
※年末年始(12/29～1/4)を除く。

受付窓口

代理店コールセンター(株式会社日本看護協会出版会)
(ガイダンス1を選択)

サービス推進室(東京海上日動メディカルサービス株式会社)
(ガイダンス2を選択)

受付内容

- 資料請求(※)
- 加入方法(Web申込方法含む)(※)
- 加入確認
- 改姓・住所変更
- 債務内容(※)
- 事故受付(※)
- その他

- 医療安全・医療事故に関する相談
- ハラスメントに関する相談

(*)上記受付時間外は、SMSによりご案内しております。

団体保険契約者・制度運営
公益社団法人 日本看護協会
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル
TEL.03-5778-8831

取扱代理店

株式会社 日本看護協会出版会
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F
TEL.03-5778-5781 受付時間 平日 10:00～17:00

幹事引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 医療・福祉法人部

〒100-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4143 受付時間 平日 9:00～17:00

副幹事引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19

非幹事引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

2025年11月作成(25TX-003686)

看護職賠償責任保険制度

「看護職賠償責任保険制度」は日本看護協会会員(開業助産師を除く)のみを加入対象とした任意加入の制度です。

保険を超えたサービスで
あなたを支えます

看護職賠償責任保険制度ホームページ

Web加入はこちから
<https://li.nurse.or.jp/>



1掛年間は
2,650円

内訳 保険料1,800円(※) + 運営費850円

補償期間 2026年4月1日(午後4時)から
2027年4月1日(午後4時)までの12ヵ月間

運営費の使途

ご加入手続きにかかる事務運営費、事故にかかる情報収集、加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス

●申し込み締め切り: 2026年3月16日(月) ※中途加入の方は中面の掛け金表を必ずご確認ください。

本保険制度の加入条件として2026年度日本看護協会への入会手続きおよび会費納入が必要です。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

●申し込み方法: ご希望の補償開始日の申し込み締め切りまでに、本パンフレットと同時に届けている郵便振替用紙にて掛け金をお振り込みいただくか、お申し込みサイトへアクセスしてお手続き(クレジットカード払い)願います。

※本保険制度は自動更新ではありませんので、毎年お手続きが必要となります。

4月1日補償開始分は
3月16日(月)までにお申し込みください。

日々の看護業務で起こりうるトラブルやリスクから、あなたは守られていますか?

「看護職賠償責任保険制度」の3つの特長!

特長① 充実の補償内容

賠償事故、業務中のケガ等による入通院に加え、ハラスメントを受けた場合の法律相談費用・弁護士費用も補償します!



※詳細は次ページへ

特長② 安心のサポート体制

本保険制度へのご加入に関するお問い合わせ、看護業務上生じた医療安全にかかる出来事についてのご相談、万一の事故後のご相談、ハラスメントに関するご相談に迅速にお応えできるよう、専用のコールセンターなどを設置しております。



※詳細は最終面へ

特長③ 選べる加入方法

郵便振替用紙でのお手続きに加え、Web加入手続き(クレジットカード払い)ができます!
ご自宅や職場から簡単にお申し込み!

Web加入はこちから



安心してお仕事を続けるために

是非、日本看護協会の「看護職賠償責任保険制度」へご加入ください。

補償内容

●看護職賠償責任保険の対象業務

- ① 保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師が行う業務。
- ※災害派遣等における看護業務を含む。
- ※特定行為およびその実施可否判断を含む。
- ※有資格者が就業中のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習等を含む。
- ※院内助産システムにも対応する。



対人賠償

誤った薬剤を投与してしまい、患者に障害を負わせてしまったなど

1事故 5,000万円 限度
(補償期間中 1億5,000万円まで)

〈保険金の内訳〉
・被害者の治療費
・慰謝料
・休業補償 など

- ② 助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務。
 - ③ 准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務。
 - ④ ①②③に対する管理監督業務。
- ※対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問いません。

POINT

勤務先での看護業務だけでなく、スキルアップなどを目的とした研修やボランティアでの看護業務に起因して患者に身体障害を発生した事故も補償対象となります。

賠償事故も
しっかり補償



対物賠償

うっかり患者のメガネを踏みつけ破損してしまった
管理している鍵を紛失してしまったなど

1事故 100万円 限度
(補償期間中 100万円まで)

〈保険金の内訳〉
・被害財物の修理費
・再購入費用 など

POINT

看護業務中に患者の私物を壊してしまった場合などが補償対象となります。

※類似のケースにおいて必ず保険金をお支払いすることを約束するものではありません。



人格権侵害

患者との会話において、名誉を傷つけられたと訴えられたなど

1事故 5,000万円 限度
(補償期間中 5,000万円まで)

〈保険金の内訳〉
・名誉毀損の賠償費用
・プライバシーの侵害 など

POINT

業務に起因して、患者やその家族に対して為された不当行為に起因して発生した人格権侵害について賠償金が支払われます。

就業中のケガや
特定感染症罹患、
針刺し事故
といった
傷害事故も
補償



初期対応費用

事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる初期対応費用

1事故 500万円 限度
(うち身体障害についての見舞費用1被害者につき10万円限度)

〈保険金の内訳〉
・事故原因の調査費用
・見舞費用などの所定の費用 など

POINT

賠償事故について、被保険者が支出した初期対応費用(事故状況調査に係る各種費用、被害者への見舞金[対人事故の場合]等)をお支払いします。

傷害死亡・後遺障害保険金

就業中のケガ(*1)または熱中症(*2)により死亡もしくは後遺障害が生じた場合

66.3～85万円



POINT

就業中(職業または職務に従事している間で、通勤途上を含む)に被ったケガまたは熱中症により死亡もしくは後遺障害(第1級～第3級)が発生した場合に保険金が支払われます。



針刺し事故等による感染症危険補償特約保険金

使用済の針を刺してしまった等の事故によりHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、もしくはHCV、HIVに感染した場合

HBV 1.8万円 HCV 18万円 HIV 60万円

(事故発生からその日を含めて3日以内に直後検査を行っていただきます。)

POINT

次のような事故が補償対象となります。
・使用済みの針を誤って刺してしまい、HBVに感染後、B型肝炎を発病した。
・採血や処置の際、体液や血液が付着し、HCVに感染した。
・採血や処置の際、血液が目や口に入り、HIVに感染した。など



ケガの補償

就業中のケガ(*3)または熱中症による入院・手術・通院

入院日額 5,000円 通院日額 2,000円
手術保険金 5万円 (入院中の手術) または 2.5万円 (入院中以外の手術)

POINT

就業中(職業または職務に従事している間で、通勤途上を含む)に被ったケガまたは熱中症により入院・手術もしくは通院した場合に保険金が支払われます。事故の日から180日を経過した後の入院・通院に対してはお支払いできません。また、1事故について30日を限度とします。



特定感染症の補償

特定感染症(*4)による後遺障害・入院・通院

POINT

特定感染症を発病した場合、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金等が支払われます。ただし、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した場合は免責となります。事故の日から180日を経過した後の入院・通院に対してはお支払いできません。また、1事故について30日を限度とします。

※対象となる感染症は(*4)をご確認ください。

※対象となる特定感染症は発病時に有効な規定に基づきます。



法律相談費用

就業中に、ハラスメント(*5)を受けて弁護士等に相談した場合など

1事故 10万円 限度
(補償期間中 30万円まで)

POINT

患者やその家族、職場の上司等からハラスメント(*5)を受けた場合などに補償が受けられます。



弁護士費用

ハラスメント(*5)を受けた場合の弁護士費用(訴訟費用・着手金等)

1事故・補償期間中 100万円 限度

POINT

就業中にハラスメントを受けて弁護士等に委託した場合等に、弁護士等への報酬、訴訟費用、仲介・和解または調停に要した費用等が支払われます。ただし、被保険者が提起した訴訟の判決または和解に基づき、そのハラスメントについての賠償金の支払いを受けることが決定した場合に限ります。また、各種費用の支出には保険会社の承認が必要となります。

(*1)急激かつ偶然な外來のケガを指します。(*2)今年度から熱中症が補償対象になります。(*3)急激かつ偶然な外來のケガを指します。手術保険金のお支払いにおいて、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(*4)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」および「指定感染症」は補償対象外となってしまいます。(*5)セクハラ・パワハラ・カスカマーハラスメント等の差別行為、迷惑行為。

※保険金をお支払いする主な場合とならない場合については補償の概要等で必ずご確認ください。

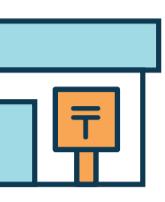
※看護職賠償責任保険制度は公益社団法人日本看護協会が保険会社と保険契約者、本保険制度加入者を記名被保険者とする看護職賠償責任保険(賠償責任保険普通保険契約+保健師・助産師・看護師特別約款)および針刺し事故等による感染症危険補償特約、後遺障害等級限定保険特約(第1級～第3級)、就業中のひの危険補償特約、特定感染症危険補償特約を付帯した総合生活保険)のペントナームです。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として公益社団法人日本看護協会が有します。

※このパンフレットでは「保険期間」を「補償期間」と読み替えて使用しています。

Webで簡単にお申し込みできます!(クレジットカード払い)



郵便局に
行かない!



どこでも
簡単に
お申込み!



お申込みは
こちらから!



PCをご利用の方は、
看護職賠償責任保険制度
で検索!

Q&A

Q 本保険制度に加入する方法を教えてください。

A 本保険制度専用の郵便振替用紙に必要事項をご記入の上、郵便局より掛金をお振り込みください。日本看護協会会員の方は、「看護職賠償責任保険制度ホームページ」から専用の郵便振替用紙をご請求いただけます。もしくは、看護職賠償責任保険制度のホームページより、お申し込みサイトへアクセスしてご加入(クレジットカード払い)も可能です。なお、会費未納入の方は本保険制度への加入は認められません。

Q 本保険制度の加入内容がわかるもの(加入者証など)は発行されますか?

A 郵便局の窓口で振り込んだ場合は振替払込請求書兼領印証、ATMで振り込んだ場合はご利用明細書が加入の証となります。なお、Webにてご加入された場合は、「加入者さま専用ページ」へログインすることにより加入者証が発行できます。

Q 住所変更や改姓等の変更手続きは必要ですか?

A 以下の手手続きが必要です。なお、Web加入の場合の登録アドレスのご変更は、「加入者さま専用ページ」にてお手続き願います。「看護職賠償責任保険制度」総合案内(0120-088-073)までご連絡ください。※JNA会員情報についても、ご所属の都道府県看護協会にご連絡ください。

Q 本保険制度の更新時期に何らかの案内がありますか?

A 更新のご案内は、「看護職賠償責任保険制度News(2025年12月発行)」に、専用の郵便振替用紙を同封してお届けします。また、ご所属の施設にも機関紙「協会ニュース」12月号と同梱して郵便振替用紙をお送りします。更新手続きはいずれかの用紙を使って行ってください。くれぐれも重複手続きにならないようご注意ください。なお、Webにてご加入された方はご登録アドレス宛に更新手続きのご案内が送信されますので、お申し込みサイトよりお手続き願います。

Q 賠償事故が「発生」した時点で本保険制度に加入していれば、補償の対象となりますか?

A 「発見」された時点で加入していることが必要です。看護職賠償責任保険では「加入している間に事故が発見された」場合が補償の対象である、加入していない間に事故が発見され、賠償請求を受けたときは補償されませんので、ご注意ください。なお、傷害保険は事故が「発生」した時点で加入していることが必要となります。

Q 人格権侵害に関しては、補償期間中に人格権を侵害する不当行為がなされた場合のみ対象となります。

(例) 他人に身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊した場合に補償の対象とならないケース

事故発見 賠償請求

Q Webサイトで申し込みをしたいのにメールが届きません。

A メールが届かない場合は、メールアドレスが誤っているもしくは迷惑メール等として取り扱いされている可能性がありますので、受信可能となるように設定後、再度手続きしていただか必要があります。ドメイン指定受信の設定をされている場合は、「@dantai-pf.tokiomarine-e.jp」および「@d1.tmnf.co.jp」からのメールを受け取れるように設定をしていただく必要があります。なお、本人確認メールのURL有効期限は1時間となります。1時間以内に手続きを行わないと、再手続きが必要となります。

保険金請求時に必要となる書類

○事故が発生した場合は、ただちに「看護職賠償責任保険制度」総合案内へご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

○保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、幹事保険会社が求めるものを提出してください。

○所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、幹事保険会社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、その事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、代理請求申請書 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	保険金請求書、事故報告書、事故証明書、針刺し事故の状況報告書 など
①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真・領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など	②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院・通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
③被保険者の身体の傷害	

6 事故が起ったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他の医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動が定めた条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

- ＊1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権者は時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではなく、ご加入内容は、普通保険約款、特約によって定まります。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページをご参照ください（ご契約により内容が異なっています）、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等に記載することに加えて、画面上に入力してください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口】一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）」
ナビダイヤル0570-022808（通話料有料） IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
<受付時間>平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていますことを確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、本紙等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを本紙・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険額・免責金額（自己負担額）
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項において、「他の保険契約等」がある場合は、本紙等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意（＊1）」についてご確認ください。

（＊1）例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

ご加入者向けサービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしもの」ときまでバックアップ！東京海上日動のサービス体制なら安心です。
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

補償の概要等

ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【看護職賠償責任保険】

- ・保険金をお支払いする主な場合
(財物損壊担保特約条項・財物損壊担保特約修正特約条項・初期対応費用担保特約・人格権侵害担保特約条項・人格権侵害担保修正特約条項)
- ・看護職賠償責任保険では、看護職または業務の補助者が日本国内において「看護業務」を遂行することに起因して生じた他の人の身体の障害や財物の損害（損壊・紛失・盗取・詐取・人格権の侵害（以下「事故」といいます）について、被保険者である看護職が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象となります。保険金をお支払いするには、身体の障害や財物の損害が保険期間中に発見された場合（人格権侵害担保特約では、不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合）に限ります。

たとえば、次のようなケースが考えられます。

- ①看護師が医師の指示により異なった薬剤を点滴してしまい、患者が死亡した。
- ②看護師が医師の指示により採血を行った際に患者の身体を傷つけてしまった。
- ③「人格権の侵害」とは、次のいずれかの不当行為による他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。
ア. 不当な身体の拘束
イ. 口頭または文書もしくは図面等による表示

・この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いたします。

- ①法律上の損害賠償金
法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受け保険会社の同意が必要となります。

- ②争訟費用
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受け保険会社の同意を得て支出した弁護士費用・訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます）。

- ③損害防止減費用
事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受け保険会社の同意を得て支出した費用

- ④緊急措置費用
事故が発生し、被保険者が損害の防止減輕のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当・護送等緊急措置に要した費用、または引受け保険会社の同意を得て支出したその他の費用

- ⑤協力費用
引受け保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受け保険会社の求めに応じて協力するに支出した費用

- ⑥初期対応費用
この保険の支払対象となると思われる事故が発生した際にその対応のために被保険者が負担する社会通念上妥当な次の費用
ア. 事故現場の保存・事故状況の調査・記録・写真撮影または事故原因の調査の費用
イ. 事故現場の取り付け費用
ウ. 保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用
エ. 通信費
オ. 身体障害を被った被害者に対する見舞金または見舞品購入費用
カ. 書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用
キ. その他上記に準ずる費用

- ⑦錠交換費用
(財物損壊担保特約修正特約条項)
(1)被保険者が所有、使用または管理する鍵の紛失、盗取または詐取について、その鍵と対をなす錠を交換するために生じた費用（以下「錠交換費用」といいます。）を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払います。
(2) (1)の「錠交換費用」には、応急処置または臨時の鍵の手配等の復旧のための費用を含みます。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①については、その額にに対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。（支払限度額は適用されません。）ただし、②争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金額」の割合によって削減して保険金をお支払します。

上記⑥の初期対応費用は賠償額の実額合計を、初期対応費用支払限度額を限度（ただし、その内訳において見舞費用については、対人被害者あたり10万円を限度）にお支払いたします。

⑦受託リヤクおよび錠交換費用は、財物損壊担保特約条項の支払限度額100万円の内訳払いとなります。

（弁護士費用等担保特約条項）

被保険者がセキュアルハラストメントもしくはワーハラストメント（以下「差別行為」といいます。）または迷惑行為を受けること（以下「事故」といいます。）によって生じた次の損害に対して、この特約条項により、次の保険金をお支払いします。

- ①弁護士費用
被保険者が受けた差別行為または迷惑行為について、被保険者が加害者への対応を弁護士等へ委任する場合に弁護士費用を負担することによって被る損害

- ②法律相談費用
被保険者が差別行為もしくは迷惑行為を受けたことまたはおそれについて、被保険者があらかじめ引受け保険会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害

※①については、被保険者が提起した訴訟の判決または和解に基づき、被保険者が加害者からその差別行為または迷惑行為について賠償金の支払いを受けることが決定した場合に限り、保険金をお支払します。

※事故が加入者証記載の保険期間中に発生した場合に限り、保険金をお支払します。

※保険金のお支払い方法は約款に定めておりますので、詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

介護アシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配（＊1）

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
（＊1）実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件をご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症への対応としては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックリスト（＊1）」をご利用いただごとも可能です。
（＊1）お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

■各種サービス優待紹介（＊2）

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「アリーナ旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件をご利用いただける事業者をご紹介します。（＊3）

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できない場合

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス：www.kaigoune.jp

■介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件をご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス：www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consult/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。

・メディカルアシスト・介護アシストの電話相談は医療行為を行なうものではありません。また、ご案内の医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

（＊1）ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）またはそれらの方の配偶者（＊1）・ご親族（＊2）の方（以下「サービス対象者」といいます。）のうち、いずれかの方日本国内で発生するが、その回りの事柄（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

（＊2）6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

※各サービスの連絡先は看護職賠償責任保険制度HPにログインしてご確認ください。

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス：www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consult/input.html

（針刺し事故等による感染症危険補償特約）

被保険者が事故（＊1）を直接の原因として、保険金支払事由（＊2）に該当した場合に、保険金を被保険者にお支払いします。
※補償期間中に生じた事故（＊1）により、観察期間中（事故の発生の日からその日を含めて1年以内）に保険金支払事由（＊2）に該当したことを医師等が診断した場合にかぎります。
(＊1) 医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中（＊3）に生じた偶然な血液曝露事故（＊4）をいいます。
(＊2) 次のいずれかの事由となることをいいます。
ア. HBVに感染後D型肝炎を発病し治療を受けること。
イ. HCVに感染すること。
ウ. HIVに感染すること。
(＊3) 実習中を含みます。
(＊4) 次の事由をいいます。
ア. 血液付着した鋭利な医療器具（注射針、メス等）によって、その血液が被保険者の体内に曝露すること。
イ. 血液の飛沫が被保険者の眼瞼等の粘膜に曝露すること。

●保険金をお支払いしない主な場合

（傷害補償基本特約）
・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症
・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症
・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症
・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。）

（針刺し事故等による感染症危険補償特約）

下表のいずれかに該当する感染または発病に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた感染または発病 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人（＊1）
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた感染または発病

（＊1）保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
また、以下の場合にも保険金をお支払いしません。
・被保険者が直接検査（＊2）を受けなかった場合は、理由がいかなるときであっても保険金をお支払いしません。
・直後検査（＊2）の結果、その時点まで被保険者がHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合は、そのウイルスによる感染または発病を保険金支払事由とする保険金をお支払いしません。
（＊2）事故の発生の日からその日を含めて3日以内（3日目の午後12時まで）に行なう、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。

■商品の仕組み：この商品は総合生活保険普通保険約款と、賠償責任保険普通保険約款に各種特別約款・特約をセッティングしたものです。

■この保険は、公益社団法人日本看護協会を契約者とし、公益社団法人日本看護協会の会員で、お申込みをいただいた方を被保険者（補償を受けることができる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者があります。基本となる保険、ご加入者のお申込みにより加入いただける特約等は本パンフレット等に記載のとおりです。

■満期返りい金・契約者配当金：この保険には、満期返りい金・契約者配当金はありません。

必ずお読みください 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

【看護職賠償責任保険】

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者（補償を受けることができる方）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

●クーリングオフ

・本保険制度は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

●告知義務

・払込取扱票とWeb申込画面に★や☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただぐ義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することができます。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からでも補償されますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

・ご加入後に払込取扱票またはWeb申し込み画面に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

・住所を変更された場合は、取扱代理店または東京海上日動火災保険（株）までご通知ください。

●もし事故が起きたときは

・ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険会社が被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めています。ご承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

・ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただけますようお願い申し上げます。

●示談交渉サービスは行いません

・この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めています。ご承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●保険金請求の際のご注意

・責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものをお除きます。）について、先取特権とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の分辯を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

(1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

(2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

(3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご家族を対象とする方との場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等